

様式3 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

令和2年10月2日
令和2年12月21日更新

意見・提案及び回答

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	意見・提案等の内容	回答【R02/10/2】	追加回答【R02/12/21】
1	実施方針	4	1	1	(9)					利用料収入の増減に係る町と事業者の分担	「本施設の利用者から得る施設利用料が提案時の想定より大きく増減した場合、増額分の一部を町に還元、又は減額分の一部を町が補填する予定」とありますが、「大きく」「一部」の具体的な数字をお示しいただきたく存じます。	詳細については公募公告時にお示しします。	増額分の還元率は提案事項としました。また、サービス対価を設定し、減額分の補填は行わないこととしました。 ⇒募集要項P25参照
2	実施方針	4	1	1	(9)					利用料収入の増減に係る町と事業者の分担	「本施設の利用者から得る施設利用料が提案時の想定より大きく増減した場合、増額分の一部を町に還元、又は減額分の一部を町が補填する予定」とありますが、コロナ過等における行政からの指示による営業自粛についての利用料収入減については不可抗力として全額補填頂けますようお願いいたします。	詳細については公募公告時にお示しします。赤字運営とならない、経費負担を考慮しております。	サービス対価を設定することとしました。 ⇒募集要項P8参照 ⇒不可抗力によるリスク分担は、実施方針P22別表1リスク分担表No.15を参照
3	実施方針	22	別紙1							リスク分担表（案）	整理N041、不可抗力の扱いについては、一定の範囲まで民間事業者も負担するとありますが、事業者努力ではコントロール出来ないものであるため、町負担として頂けますようお願いいたします。	施設の利用促進については特に、民間事業者のノウハウに期待するところであり、施設利用者数の変動リスクは民間事業者として、一定の範囲まで町も負担することとしています。	
4	要求水準書（案）	41	6	2	(2)	イ				建築物保守管理業務	事業者としての修理等の費用負担区分を明記して頂きたい。	修理等の費用負担については、公募公告時にお示しします。	小規模修繕は事業者で負担いただくことを基本とします。ただし、想定不可能と考えられる修繕が発生した場合は、協議により負担金額を調整することとします。
5	要求水準書（案）	41	6	3	(2)	ア	(7)			建築設備保守管理業務	事業者としての修理・改善の費用負担区分を明記して頂きたい。例えば、費用金額で区分するなど。	修理・改善の費用負担については、公募公告時にお示しします。	小規模修繕は事業者で負担いただくことを基本とします。ただし、想定不可能と考えられる修繕が発生した場合は、協議により負担金額を調整することとします。
6	要求水準書（案）	42	6	4	(2)	ア	(7)			什器・備品等保守管理業務	事業者としての修理・更新の費用負担区分を明記して頂きたい。例えば、費用金額で区分するなど。	修理・更新の費用負担については、公募公告時にお示しします。	什器・備品等の消耗品は事業者で負担いただくことを基本とします。 ⇒実施方針P23別表1リスク分担表No.35～36、要求水準書P29参照
7	要求水準書（案）	42	6	5	(2)	ア	(イ)			外構等保守管理業務	事業者としての補修・更新・修繕等の費用負担区分を明記して頂きたい。例えば、費用金額で区分するなど。	補修・更新・修繕等の費用負担については、公募公告時にお示しします。	小規模修繕は事業者で負担いただくことを基本とします。ただし、想定不可能と考えられる修繕が発生した場合は、協議により負担金額を調整することとします。
8	要求水準書（案）	46	6	10	(2)	イ	(イ)			修繕業務（業務期間中）	計画的に、修繕を行うための、費用負担区分を明記して頂きたい。	修繕の費用負担については、公募公告時にお示しします。	小規模修繕は事業者で負担いただくことを基本とします。ただし、想定不可能と考えられる修繕が発生した場合は、協議により負担金額を調整することとします。
9	要求水準書（案）	52	7	4	(1)	ア				健康増進プログラム提供業務	厚生労働省が主管の地域支援事業（高齢者筋力向上トレーニング事業・高齢者転倒予防トランポリン・特定国保生活習慣予防改善）補助金が交付されるものを積極的に取り入れ提供する事を検討して頂きたい。（別途・委託）	健康増進プログラムは、事業者の企画提供であり、町は厚生労働省の補助対象となるプログラムの採用を妨げません。	

10	その他									送迎用バス	送迎用のバスを検討するについては、リース方式を取りたいがどうか。	送迎用バスのリースを妨げませんが、町営バス、乗合タクシーの利用可能性もあることから、優先交渉権者となられた場合に、別途協議を進めることができます。	
11	その他									入湯税について	入湯税の減額（免除）を検討して頂きたい。また、温浴施設とスポーツジムとの連携を考え、スポーツジムの利用者に、入湯税の一部免除を考えて頂きたい。例として、スポーツジムの月会員に限り、入湯税を月額〇〇円とするなど。	本施設は、入湯税減免の対象となりません。	